

金融庁の平成 22 年度予算及び機構・定員について

金融システムの健全性確保や金融の円滑化等の取組みを推進していくため、総額約 219 億円の予算が認められるとともに、46 名の定員純増（グロスベースでは 67 名の増員）及び国際担当の参事官の設置等の体制整備が認められた。

1. 予算の概要

(1) 政府全体の方針に基づき既存予算の徹底した見直しを行った上で、

- ①新規増員（67 名）に必要な経費
 - ②海外当局との連携強化に必要な経費
 - ③利用者の利便性向上のための情報システム整備に必要な経費
- 等を含め、総額で約 219 億円（対前年度比 2.7 億円増）の予算が認められた。

(2) 預金保険機構に係る政府保証枠については、51 兆円が認められた。

また、銀行等保有株式取得機構に係る政府保証枠については、20 兆円が認められた。

2. 体制整備の概要

【定員の推移】

	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
増 員 (A)	64	64	69	68	67
削減等 (B)	▲ 18	▲ 31	▲ 25	▲ 23	▲ 21
純増 (A-B)	46	33	44	45	46
年度末定員	1,340	1,373	1,417	1,462	1,508

【体制整備の内容】

(1) 国際的な金融危機を踏まえた体制整備〔19名増員〕

金融危機の再発防止に向けた国際的な議論に積極的に貢献するため、国際担当の参事官の設置を含む所要の体制整備を図る。また、金融危機の経験等を踏まえ、金融システム全体に内在するリスクの的確な把握・対応を行うための体制や、金融機関等に対する適切な検査・監督を行うための体制整備等を図る。

(2) 金融サービスの利用者保護のための体制整備〔14名増員〕

改正金融商品取引法に盛り込まれた金融ADR制度や資金決済に関する法律に基づく諸制度の円滑な施行を図るため、金融トラブル解決制度推進室（金融ADR室）の設置等の体制整備を図るとともに、金融円滑化のための検査体制の整備等を図る。

(3) 公正で透明な金融・資本市場の確立のための体制整備〔34名増員〕

証券取引等監視委員会における市場監視体制や公認会計士・監査審査会の検査・審査体制等の充実・強化を図るとともに、会計基準の国際化への対応に係る体制や市場関連法制の整備体制等の充実を図る。

(以 上)

平成22年度 金融庁予算の概要

区 分	平成21年度 当初予算額 (A)	平成22年度 概算決定額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)	対前年度 伸び率 (B-A)/(A)
	百万円	百万円	百万円	%
(組織)金融庁	21,667	21,936	269	1.2
人件費	14,707	15,144	436	3.0
物件費	6,960	6,792	△ 168	△ 2.4
検査監督等実施経費	753	755	2	0.3
金融庁行政情報化経費	3,476	3,339	△ 138	△ 4.0
金融制度等調査・研究等経費	237	206	△ 31	△ 12.9
審議会等運営経費	82	87	5	5.8
国際会議等出席経費	252	277	26	10.2
経済協力費	126	119	△ 7	△ 5.3
その他	2,034	2,009	△ 25	△ 1.2

- (注) 1. 各々の計数を百万円未満で四捨五入。
 2. 預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方に基づき、51兆円を確保。
 3. 銀行等保有株式取得機構に係る政府保証枠については、セーフティネットとして引き続き十分な規模の買取り枠を確保するとの考え方に基づき、20兆円を確保。